

KicSpace イベント利用規約

本利用規約（以下、「本規約」という）は、以下の KicSpace（以下、「本施設」という）のイベント利用者と株式会社きらぼしコンサルティング（以下、「本施設管理者」という）との間の本施設の利用に係る契約（以下、「本利用契約」という）に関し、イベント主催の申込方法、イベント主催者による本施設の利用の内容、その他イベント利用者と本施設管理者との間の権利義務関係等について、次のとおり定める。本利用契約については、本規約に加え、KicSpace 施設利用規約（以下、「施設利用規約」という）も適用されるものとする。別段の定めがない限り、施設利用規約で定義された用語については本規約においても同じ意味を有するものとする。

「KicSpace」の表示

名称： KicSpace

所在地：東京都港区南青山 3-10-43 きらぼし銀行内

本施設管理者：株式会社きらぼしコンサルティング

第 1 条（イベント主催）

1. 利用の流れ

- (1) 本施設におけるイベントの主催を希望する者（以下、「申込者」という）は、本施設管理者が定める方法により、イベント主催の申込みを行う。
- (2) 本施設管理者は、申込みのあったイベントの内容等の審査を行う。
- (3) 本施設管理者の審査によりイベント主催が認められた場合、受付が完了となり、予約が成立する。本施設管理者は、申込者に対し、本施設管理者所定の方法によりその審査結果を回答する。なお、審査内容や結果についての異議は受け付けない。
- (4) イベント主催が認められた場合、申込者はイベント主催者として本規約に則りイベントを開催することができる。

2. イベント主催の申込みの受付時期

本施設管理者は、原則として主催するイベントの主催予定日の 6 か月前から 1 か月前の期間にイベント主催の申込みを受け付ける。

3. イベント主催の申込みの審査

申込みのあったイベントが以下の開催概要に合致した上で、かつ、本施設管理者所定の方法による審査により、本施設管理者が認めた場合に申込者はイベントを開催できる。

- ①社会課題、経営、金融、カルチャー等をテーマにしたセミナー・イベント等
- ②地域交流等を目的とした賑わいの創出や懇親のためのセミナー・イベント等

4. イベント主催者の管理義務

- (1) イベント主催者は、イベント主催の申込みをした内容の範囲内でイベントを実施しなければならない。
- (2) イベント主催者は、イベントの主催において、予め設営・撤収の担当者を設定し、本施設管理者に

対して、書面で当該担当者に係る本施設管理者の所定事項を報告しなければならず、イベント主催者は、当該担当者をして、イベント主催日に本施設管理者からの電話での連絡が受けられる状態にさせなければならない。

- (3) イベント主催者は、申込みにおいて申告した時間通りに設営・撤収が執り行われるよう管理・運営をしなくてはならない。
- (4) イベント主催者は、イベント主催に当たり関係公官庁への許可申請や届出等が必要な場合には、事前に本施設管理者の書面による同意を得なければならない。また、イベント主催者は、イベント主催日の本施設の前営業日までに、自己の費用と責任において必要な関係公官庁への許可取得や届出等の手続を完了しなければならない。
- (5) 本施設管理者又は本施設管理者の指定する者は、イベント利用者に対して、イベントの準備・開催・撤収その他事項について確認、調査することができる権利及びイベントに立ち会う権利を有しており、イベント利用者はこれを確認し、及びこれに同意し、かつ、当該確認・調査に応じなければならない。

5. 撤収完了

イベントの終了後、原状復帰がされたと本施設管理者が認めたことをもってイベントの撤収完了とする。

第2条（個人情報保護）

1. 個人情報管理の義務

本施設管理者は、利用者より開示を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律2条に定める個人情報という。以下同じ）について、個人情報の保護に関する法律及び本施設管理者の個人情報保護方針（URL：<http://www.kiraboshi-consul.co.jp/privacypolicy/index.html>）を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理する。

2. 取得した個人情報の利用目的

本施設管理者は、イベント利用者よりイベント開催の申込み又はイベントの管理・運営等に関して開示を受けた個人情報を以下の目的で利用する。

- (1) イベント・会議室利用等の申込みの受付、内容の審査等
- (2) 本施設・イベント等に関する利用者からの問い合わせへの対応等
- (3) 本施設におけるイベントへの招待
- (4) 各種案内の送付
- (5) 本施設の運営に伴うマーケティング調査
- (6) 本利用契約に基づく権利の行使や義務の履行
- (7) イベント・会議後の事後管理
- (8) 本施設の情報発信その他の広報活動
- (9) その他、本施設の円滑な運営管理

第3条（イベント主催者都合の予約変更・取り消し）

1. 変更・取り消しの連絡

イベント主催者は、イベントの予約成立後、イベント主催者の都合により、イベントの開催日、開催

時間等の予約内容を変更する場合、遅滞なく本施設管理者まで申し出なければならず、本施設管理者は変更内容を審査し、イベントの主催の可否や内容を判断する。イベント主催者は、予約の変更内容によっては本施設の利用が認められなくなる可能性があることを承諾する。また、イベント主催者は、イベントの予約を取り消す場合には、開催予定日の 3 週間前までに所定の方法により本施設管理者まで申し出なければならない。

2. 会場利用のキャンセル料

イベントの開催予定日の 3 週間前までに所定の方法により本施設管理者まで申し出をすることなくイベントの予約を取り消す場合は、本施設管理者はキャンセル料をイベント主催者より申し受ける場合がある。

3. その他サービス料金の変更・キャンセル料

イベント主催者がイベントの開催日、開催時間等の予約内容を変更する場合、又は、イベントの予約を取り消す場合には、本施設管理者は、本施設の附帯設備・備品利用に係る料金又はケータリングサービス等の本施設管理者が手配した外部業者が提供するサービスに係る料金に関しては、変更時期及び取消し時期にかかわらず、変更に係る料金又はキャンセル料をイベント主催者より申し受ける場合がある。

第 4 条（本施設管理者都合の予約変更・取り消し）

1. 変更・取り消しについての同意

イベント利用者は、イベントの予約の成立後、本建物、本施設の管理上その他の都合により、本施設管理者がやむを得ずイベントの予約内容の変更、取消しをする可能性があることを予め確認し、かつ、これに同意する。

2. 予約の変更・取り消しに関する損害賠償

本施設管理者は、前項に定める予約内容の変更、取消しによりイベント利用者及び関係者に生じた損害については賠償しない。

第 5 条（その他事項）

1. 準拠法及び合意管轄

本施設管理者及びイベント利用者は、本利用契約の準拠法は日本法とすることに合意する。本利用契約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2. 解釈の疑義に対する誠意ある対応の義務

本規約に定めのない事項及び契約条項の解釈に疑義を生じたときは、本施設管理者及びイベント利用者は、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとする。

3. 不可抗力による契約の終了

天変地異その他の本施設管理者及びイベント利用者の責めに帰すべからざる事由により、本施設の一部又は全部が滅失又は破損等して、本利用契約の目的を達成することが不可能又は困難となった場

合、本利用契約は終了する。これにより本施設管理者又はイベント利用者の被った損害については、相手方はその責めを負わないものとする。

4. 本規約の改定

本規約は本施設管理者の都合により、内容が変更されることがある。なお、変更の際には、本施設管理者からイベント利用者への通知又は掲示を行うが、通知又は掲示を懈怠した場合を除き、本施設管理者は変更に伴う責任を一切負わない。

以上、イベント利用者は、本規約を遵守するものとし、かつ公序良俗に反することの無いよう、また、本施設管理者が円滑に運営を行うことができるように、本施設管理者に協力するものとする。

2020年5月27日

東京都港区南青山3-10-43 きらぼし銀行内

株式会社きらぼしコンサルティング

2020年5月27日：施行